

守口市新庁舎に係るネットワーク構築業務委託
導入仕様書

平成 28 年 7 月

守口市企画財政部企画課情報係

目次

1	件名.....	3
2	履行場所.....	3
3	契約期間.....	3
4	ネットワーク構築の仕様及び仕様等詳細協議について.....	3
5	瑕疵担保責任.....	4
6	再委託及び再委託に係る受託者の責任.....	4
7	実施体制.....	4
8	機密保持.....	4
9	本委託業務に関する基本要件.....	4
10	受託者の調達及び作業範囲.....	5
11	導入研修.....	5
12	進捗会議.....	6
13	記載外事項及び例外的対応.....	6
14	問合せ・書類提出先.....	6

本仕様書は、守口市新庁舎に係るネットワーク構築業務委託に関し、受託者が「公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）」を提出してから委託契約が終了するまでの導入過程における仕様（受託者と本市との間の誓約）を示すものとする。

1 件名

守口市新庁舎に係るネットワーク構築業務委託

2 履行場所

守口市新庁舎
大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

3 契約期間

- (1) 新庁舎ネットワーク構築及び機器調達に係る委託契約
契約期間：契約締結日から平成28年12月31日まで
- (2) 新庁舎ネットワーク保守に係る委託契約
契約期間：平成29年1月1日から平成33年12月31日まで

4 ネットワーク構築の仕様及び仕様等詳細協議について

当該ネットワーク構築に係る各機能の仕様については、配布資料「守口市新庁舎に係るネットワーク構築業務委託 プロポーザル実施要領」、「守口市新庁舎に係るネットワーク構築業務委託 導入仕様書」（本書）、「守口市新庁舎に係るネットワーク構築業務委託 調達仕様書」及び「守口市新庁舎に係るネットワーク構築業務委託 保守仕様書」（以下「仕様書等」という。）に記載のとおりとする。

なお、仕様の詳細等については、優先協議対象者決定後に「仕様書等詳細協議」において、委託内容及び委託金額（増額は認めない）等について協議を進める。

また、受託者が提出した「提出書類」、「プレゼンテーション」、「質疑応答で発言した内容」及び「仕様書等詳細協議」については全て仕様として採用する。

本協議において、協議が成立しない場合は、次順位者と協議を行うものとする。

5 瑕疵担保責任

引渡しを受けてから1年を保証期間（但し、瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は5年とする。）とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合には、受託者の責任において関連する項目を再調査し、機器の交換、補強、再設定作業等の必要な措置を講じなければならない。これにかかる費用は、すべて受託者の負担とする。

6 再委託及び再委託に係る受託者の責任

本委託業務の実施に当たって、全ての作業を他の業者に再委託しないこと。ただし、本業務の一部を再委託する場合には、「業務委託契約予定書（様式第8号）」にて提出すること。

なお受託者は、再委託先と再委託業務に関わる守秘義務契約並びに個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する機密保持契約等を締結して本業務に関わる全ての情報の取扱いを十分に配慮した措置を取ること。

再委託範囲については、受託者が責任を果たせる範囲内とし、再委託に問題が生じた場合には全て受託者の責任において対応すること。

7 実施体制

受託者は、保守契約締結後、改めて業務に携わる人員体制について、再委託先を含め全ての要員の所属、氏名、有資格、担当する業務内容・業務実施体制、情報管理体制及び連絡先を明確に示した体制図を本市に提出し承認を得ること。

また、人事異動等により内容に変更が入る度に、新たな体制図を本市に提出し承認を得ること。

8 機密保持

- (1) 受託者は本業務委託に係る全ての作業従事者に対して、本業務委託に関して知りえた内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用されないように指導すること。
- (2) 受託者は本業務委託に係る全ての作業従事者に対して、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されることを周知し、指導すること。
- (3) 受託者は本業務委託に係る全ての作業従事者に対して、本業務委託に関する資料を無断で持ち出さないように周知し、指導すること。

9 本委託業務に関する基本要件

- (1) 受託者は本委託業務に係る全ての費用を積算し、その合計金額を「提案価格書（様式第2号の1）」として提出すること。契約締結後、本市に対して別途追加費用の請求は認めない。
- (2) 受託者は本委託業務に係る仕様対象外の事項で、別途対応が必要になる案件等が発生した場合、その対応について本市と協議を行うこと。
- (3) 受託者は自らが提出した「提出書類」、「プレゼンテーション」、「質疑応答で発言した内容」、「仕様書等詳細協議」及び本市が配布した仕様書等の内容を対応完了期限までに履行できなかった場合、本市は契約金額の減額または損害賠償請求等を行うものとする。
- (4) 受託者は契約締結後、速やかに業務に着手しなければならない。
- (5) 受託者は契約締結後、具体的な作業の実施日時及び方法等について、本市担当者と十分に打ち合わせを行うこと。
- (6) 受託者は本業務の遂行にあたり、本市の現行の委託事業者との間で生じる各種調整事項について、積極的に協力・調整を行うこと。特に、現行ネットワーク導入業者や回線事業者とは、導入作業の中で関わる事が想定される為、十分な調整を図る事。

10 受託者の調達及び作業範囲

受託者の調達及び作業範囲の詳細については、「守口市新庁舎に係るネットワーク構築業務委託 調達仕様書」に記載のとおりとし、原則として機器の調達、構築、設定及び保守作業を全て委託する。

11 導入研修

- (1) 導入研修の実施時期
 - ①ネットワーク構築に係る作業が完了した時
 - ②強靱化モデルへの対応が完了した時
- (2) 導入研修の内容
 - ①システム（ネットワーク管理及び二要素認証等）を利用する職員へのシステムの操作、運用、管理等の指導・研修を行うこと。
 - ②基本運用に関する操作を一通り説明すること。
 - ③運用形態の概要に関する説明をすること。
 - ④研修時に必要なソフトウェアの準備、設定は、受託者が行うこと。
 - ⑤研修の対象は、管理者用研修（4名）及び一般ユーザ用研修（10名から15名程度）に分けて行うこと。
 - ⑥操作マニュアル（⑤の人数分）を用意すること。

12 進捗会議

- (1) 開発期間中は、進捗会議を定期的（1回／1週又は1回／2週）に開催すること。
- (2) 進捗会議は、受託者がその議事録を作成し、「14 問合せ・書類提出先」まで提出すること。

13 記載外事項及び例外的対応

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、本市と受託者で協議のうえ、決定するものとする。
- (2) やむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となった場合は、本市と受託者で協議のうえ、決定するものとする。

14 問合せ・書類提出先

〒570-0033

守口市大宮通1丁目13番7号

守口市市民保健センター内 守口市企画財政部企画課情報係

TEL 06-6991-2324 (直通) FAX 06-6991-2551

E-Mail: Mori_jyouhou@city-moriguchi-osaka.jp

担当 砂原、渡邊、山田